

(H28)

2016 1/27

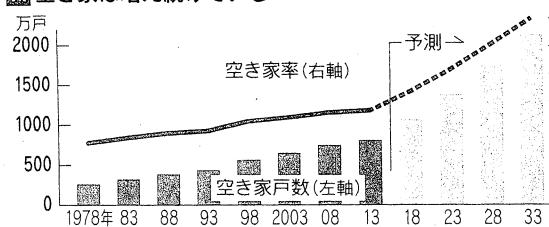
日本経済新聞

【第三種郵便物認可】

Wednesday マネー計画

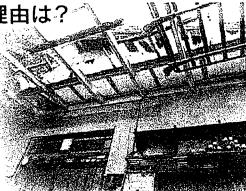
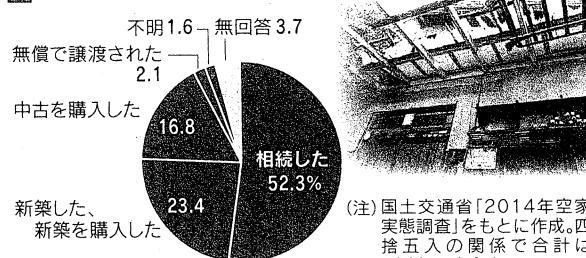
相続空き家、売るなら早く

A 空き家は増え続けている



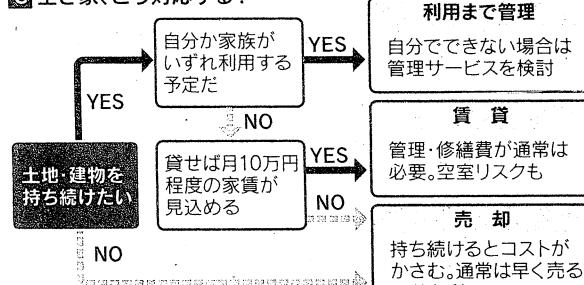
(注) 2013年までは総務省「住宅・土地統計調査」、18年以降は野村総合研究所の予測をもとに作成

B 空き家となった住宅を取得した理由は?



(注) 国土交通省「2014年空家実態調査」をもとに作成。四捨五入の関係で合計は100%にならない

C 空き家、どう対応する?



(注) 長嶋氏、上田氏への取材に基づく一例。実際の対応は立地や建物の状態などで異なる

4月から3000万円まで控除

まめ知識

空き家の対応に悩む人の間で最近注目されているのが相続放棄だ。財産を引き継ぐ権利を放棄するので、負債や義務もなくなる。しかし相続するか放棄するかは原則すべての財産や負債などが対象になる。例えば空き家だけの放棄はできない。相続人がすべての放棄を決断しても一筋縄ではない。放

修繕費かさむ賃貸

もちろん賃貸も選択肢になるが、一定程度の賃料が条件が多いとい

相続放棄でも なお管理責任

棄者が管理を続けることを自治体が求める例がある」と日本司法書士会連合会の今川嘉典理事は指摘する。民法940条では放棄者は財産を繼ぐ人が管理を定している。従来はあまり使われなかったが、空き家の相続放棄に対応して一部の自治体が持ち出し始めたという。

親から実家を相続したもののが生活拠点の違いなどから放置し、空き家になっている人は多いだろう。しかし空き家を売るのか、管理しながら持つ続けるのかといった決断を早ぐする方が、家計の負担は軽くなるかもしれない。「特定空き家」に指定されると固定資産税が上がる空き家対策特別措置法が昨年施行されたのに続き、相続した空き家を売れば税優遇を受けられる制度が今年4月から始まる見通しだからだ。

東京都新宿区に住む会社員Aさん(40)は心配事がある。静岡県東伊豆町で一人暮らしの父が住む二戸建てだ。父は70代後半。もし相続が発生すれば一人息子のAさんが引き継ぐが、住むつもりはまったくない。父が20年ほど前に田舎暮らしをしたいと移住した東京に住む会社員Aさんは、Aさんには縁もゆかりはないためだ。「幹線道路から離れていて、売るのも難しい。きちんと管理をしないと税金が高くなるとも聞くし、頭が痛い」と話す。

総務省の調査によると全国の空き家は2013年10月時点で820万戸で、空き家の割合は13・5%といずれも過去最高だった。高齢化や少子化が背景だ。野村総合研究所では、住宅以外への転用などが進まないと空き家率は33年30・2%になると予想する(グラフA)。

放置で負担拡大も空き家になる理由で多いの

放置しておぐと家計の負担が増す可能性がある。昨年5月に全面施行された空き家対策特別措置法では、倒壊の恐れなどがある空き家について市

は、親の死去などで引き継いだ家を持て余すパターン。国

では空き家にはどう対応す

ればいいのだろうか。自分や

家族がいずれ利用する予定は

なく、一定の家賃も見込めた

れば売却を考えるのが無難だ。空き家は所有するだけで

費用がかさむからだ。固定資

産税のほか、定期的な掃除な

どのための電気代や水道料

金1万円に備える火災保険の

保険料も必要だ。

こうした費用は建物の状態

や立地などで違うが、空き家

の管理サービスなどを手掛け

るNPO法人「空家・空地管

理センター」(埼玉県所沢市)

の上田真一・代表理事による

と、年30万~50万円程度の例

が多いとい

る(グラフB)。

空き家は所有期間が長くな

るとコストも増えるため、通

常は早く売るほど家計の負担

が増えるとみられている。

ただし空き家をいつまで

放置していくと家計の負担が

増す可能性がある。昨年5月に

全面施行された空き家対策

特別措置法では、倒壊の恐れ

などがある空き家について市

は、「鍵の管理ルールや誤って

家財を壊した時の賠償ルール

会社が増えている。料金は会

社やサービスによって様々だ

が、月1回の換気や通水など

経費や空室リスクを考えると

「5年程度でリフォーム費を

10万円程度が相場だ。不動産

コンサルタントの長嶋修氏は

「5年程度でリフォーム費を

半で、費用は200万~300

万円程度が相場だ。不動産

コンサルタントの長嶋修氏は

「5年程度でリフォーム費を

10万円程度が相場だ。不動産